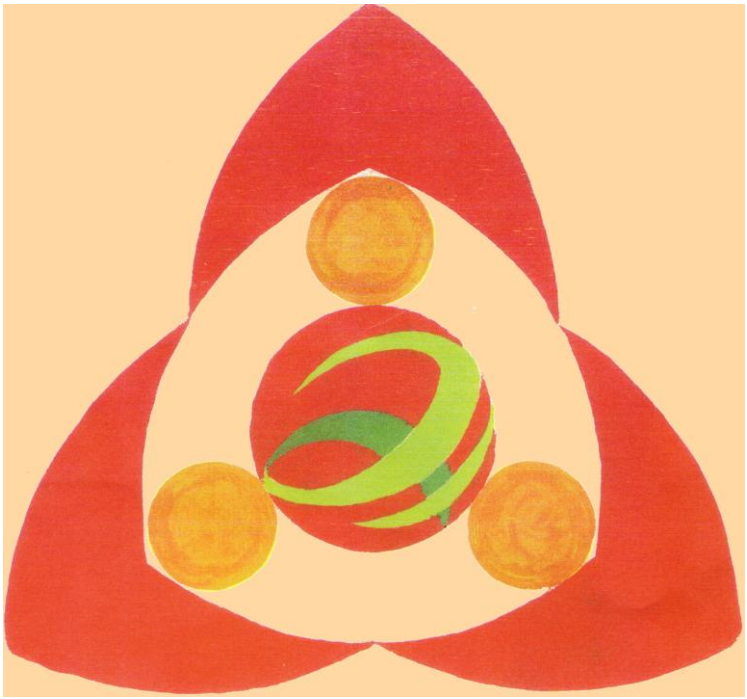
令和９年度 沖縄県立宮古特別支援学校
高等部 入学者選抜募集要項



「元気・笑顔・自立」

沖縄県立宮古特別支援学校

〒906-0002　沖縄県宮古島市平良字狩俣 4005 番の 1
TEL　０９８０－７２－５１１７

令和９年度沖縄県立宮古特別支援学校高等部入学者選抜募集要項

１．方針

沖縄県立宮古特別支援学校高等部における入学者の選抜は、高等学校（高等部）及び中学校（中学部）教育の正常な充実を期し、障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、特別支援学校における教育が必要な者又は各学科等の教育を受けるに足る能力と適性、状態等を備えた者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

（１）選抜は、入学志願先の特別支援学校長（以下「志願先特別支援学校長」という。）が学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 135 条第 5 項において準用する第 90 条第１項から第３項の規定により行う。

（２）選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。

（３）選抜は、面接及び県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題~~及び学校独自作成問題で~~行う。

（４）通常の教育課程履修予定者に対して実施する県立高等学校入学者選抜検査問題では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の５教科について、一般入学志願者に対して行う。なお、英語については、聞き取り検査を実施する。

（５）知的の教育課程履修予定者に対して実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における**国語、社会、数学、理科、及び英語の５教科について、一般入学志願者に対して行う。なお、英語については、聞き取り検査を実施**する。

（６）訪問の教育課程履修予定者のうち、(4)(5)の内容を取り扱う場合は、学力検査等の期日及び時間割に従って実施する。

（７）中学部及び高等部が併設された特別支援学校においては、同一校の高等部へ進学する生徒について、学力検査を行わない書類選考による入学選抜を実施することができる。を根拠として、本校中学部生徒については書類選考による入学選抜とする。

２．一般入学

（１）出願資格

学校教育法施行令（昭和 28 年、政令第 340 条）第 22 条の３の規定に該当する者（別紙参照）で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者

ア　特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を募集年度の３月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者

イ　中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）

ウ　学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者

エ　11 月末日までに志願前相談を受けた者

（２）募集定員及び区域

ア　募集定員は、沖縄県教育委員会が別に定める。

イ　募集区域　①宮古島市

②沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則　別表第２に該当する区域

（３）出願期間

ア　出願期間は、令和９年２月１日（月）午前９時～午後４時、２月２日（火）午前９時～午後２

時までとする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先特別支援学校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

※ 志願希望者は、11 月末日までに志願する特別支援学校において志願前相談を受けるものとする。（志願変更及び第２次募集を予定している全ての特別支援学校についても同じ。）

イ　受付場所　沖縄県立宮古特別支援学校　生活訓練室

（４）出願手続き

ア　志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成 22 年３月 31 日教育委員会規則第３号。以下「通学区域の規則」という。）により定められた通学区域の１校、１学科、１コースに出願することができる。

イ　中頭学区のうち、美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の区域については、当分の間通学区域の規則に関わらず他の区域の知的障害を対象とする特別支援学校に出願できるものとする。ただし、出願できる人数については、別途調整することがある。

ウ　志願者は、下記の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長に提出しなければならない。出身中学校長は、志願者に係る下記の書類を志願先特別支援学校へ出願期限内に一括して提出するものとする。

〔出願書類〕

(ア)　入学志願書（第１号様式）

(イ)　健康診断書（第８号様式）

※ただし、過年度卒業生のみとし、募集年度の１月以降に発行されたものとする。

(ウ)　住民票謄本（マイナンバーの掲載がなく、出願日前３か月以内に発行されたものとする）。

(エ)　身体障害者手帳の写しもしくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し）。

※１　**「次の判定年月」を過ぎた手帳等は無効とする。**

※２　「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第 11 号様式）を提出する。

※３　各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(オ)　写真票（第 15 号様式）

（出願日前６か月以内に撮影されたものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦 4.5 ㎝×横 3.5 ㎝程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）

(カ)　調査書　※沖縄県立高等学校入学者選抜出願書類様式と同様

※１　各中学校にて作成

（通常の教育課程履修者用（第４号様式）または知的の教育課程履修者用（第４号-2 様式））

・特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第４号様式を作成

※２　県内特別支援学校中学部在学者のうち、内部進学者（同一校内の中学部から高等部に出願を行う者に限る。）については、個別の支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。

(キ)　入学志願者名簿（第３号様式）※各中学校・中学部にて作成

（ク） 確認書（第５号様式）

ただし、次のa又はbの者に限る。

a　沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第２条第１項ただし書きの規定により同規則別表第２に掲げる地域から出願する者

【別表第２】伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納中学校区域のみ）
うるま市（津堅中学校区域のみ）、南城市（久高中学校区域のみ）
久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、
渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

b　沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

注：志願者は本校高等部の**志願前相談を１１月末日までに受けた者に限る。**

エ　学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（第１号様式）

(イ) 志願先特別支援学校長が必要と認める書類

オ　志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続きによる。

(ア) 県外からの入学志願のための許可願（第４号様式）を募集年度の１月 20 日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。

(イ) 前記(ア)の許可願、入学志願書（第１号様式）のほか、志願先特別支援学校長が必要と認める書類を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

カ　入学考査料は必要ない。

（５）選抜の方法

ア　特別支援学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。

イ　選抜委員会は、出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。

（６）入学検査の期日及び会場

ア　期　　日　　令和９年３月３日（水）及び３月４日（木）に行う。

イ　検査会場

（ア） 原則として沖縄県立宮古特別支援学校とする。

（イ） 通学区域が広域にわたる特別支援学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査上又は出張検査上で受検することができるものとする。ただし、受検の許可について別途調整することがある。なお、委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前までに必ず相談すること。

A 委託検査場：県立宮古特別支援学校　　B 出張検査場：多良間村立多良間中学校

ウ　検査時間

〔知的の教育課程〕

	検査項目	時　　間
3月3日（水）	**諸注意**	9：40～ 9：50
	国語	10：00～10：50　(50分)
	理科	11：15～12：05　(50分)
	昼食	12:05～13:00　　(55分)
	英語	13:15～14:05　　(50分)
3月4日（木）	**諸注意**	9：40～ 9：50
	社会	10：00～10：50　(50分)
	数学	11：15～12：05　(50分)
	昼食	12:05～13:00　　(55分)
	面接 **※保護者同伴で面談実施**	13：15～

※保護者同伴で午前9時35分までに本校視聴覚室に集合すること。

〔 通常の教育課程の場合：県立高校一般入試と同様の検査問題を受検する 〕

時　間	3月3日（水）	3月4日（木）
9：15～ 9：45	集合、点呼	集合、点呼
9：45～10：00	諸注意	諸注意
10：00～10：50　(50分)	国語	社会
11：15～12：05　(50分)	理科	数学
12：05～13：00	昼食	昼食
13：15～14：05　(50分)	英語	面接

※保護者同伴で本校被服室に集合すること。

エ　入学検査時の持ち物及び諸注意

(ア)　受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。

・HB 以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルを含む。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）、プラスチック製の消しゴム

・定規（三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規、三角スケールは不可）

・コンパス（分度器及び分度器機能付き定規は不可）

(イ)　受検者は、検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

・鉛筆キャップ

・鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可）

・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアラブル端末等も不可。）

・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

（ウ） 面接は、志願者全員及び保護者等に実施する。（保護者同伴）

（７）合格発表及び通知

ア　合格発表は、同日、本校ホームページにも掲載する。令和８年３月 17 日(水)午前９時に本校玄関において発表（掲示）する。

イ　特別支援学校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長を通して合格したことを通知する。

ウ　特別支援学校長は、合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、志願先特別支援学校において（第２次募集の合格発表の日から起算して１月以内）個人情報の保護に関する法律第 69 条第１項による利用目的内の情報提供として提供（開示）することができる。

３．不登校生徒等入学者選抜に係る取扱い

（１）志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第 13 号様式）を中学校等の校長を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。自己申告書（第 13 号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校名、本人氏名を記入すること。

（２）志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

４．帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

（１）帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。

（２）志願者のうち、帰国子女等について、県立特別支援学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（第 16 号様式）を中学校等の校長を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。

（３）志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

５．学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

（１）県立特別支援学校受検の配慮（日常的に行われている合理的配慮）については、「学力検査等に際しての配慮願い書」（第 16 号様式）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかわる診断書等を添えて中学校長を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。手続きの詳細については、別に定める。（令和８年度９月９日付　教県第 1026 号通知：提出先　県立学校教育課特別支援教育室）

（２）志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

６．第２次募集

特別支援学校長は、合格者が募集定員に満たない学科・コースにおいて、第２次募集を行うものとする。

（１）出願資格

出願できる者は前記**２．**(1)に該当する者で県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。

注：志願者は本校高等部の志願前相談を 11 月末日までに受けた者に限る。

（２）出願期間

ア　令和９年３月 18 日(木)午前９時～午後４時、３月 19 日(金)午後９時～午後２時とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先特別支援学校が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

イ　受付場所　沖縄県立宮古特別支援学校　生活訓練室

（３）出願手続き

ア　一般入学の学力検査を受検した者は次の手続きによる。

県立高等支援学校等における学力検査を受検した者は次の手続きによる。

志願者は、当該年度に第２次募集を実施する高等支援学校等の１校・１学科・１コース等に出願することができる。更に、高等支援学校等特別支援学校高等部も１校・１学科・１コースに併願することができる。この場合、同一校における他のコース等に第２希望を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等支援学校の同一学科・コースに出願することはできない。（ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。）

イ　志願者は、下記の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長に提出しなければならない。出身中学校長は、志願者に係る下記の書類を志願先特別支援学校へ出願期限内に一括して提出するものとする。

〔出願書類〕

（ア）　第２次募集入学志願書（第９号様式）　※各中学校・中学部にて作成

（イ）　第２次募集志願者名簿（第 10 号様式）　※各中学校・中学部にて作成

（ウ）　住民票謄本（マイナンバーの掲載がなく、出願日前３か月以内に発行されたものとする）。

（エ）　身体障害者手帳もしくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）、専門医の診断書など）が準備されていることとする。

※１　「次の判定年月」を過ぎた手帳等は無効とする。

※２　「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、各専門医の診断書（第 11 号様式）

※３　各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

（オ）　調査書（一般入学で提出したものと同じもの）　※各中学校にて作成

（カ）　確約及び証明書（第５号様式）※前記**２．**(4)の(ク)に該当する者のみ　要確認

（４）選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書(第 14 号様式)、調査書、面接の結果等により、総合的に判断して行う。面接は、志願者全員について学校長の定めるところにより実施する。並行して志願者の保護者等との面談も実施する。

（５）面接の期日及び会場

ア　期　　日　：令和９年３月 23 日(火)　　10：00～

イ　検査会場　：沖縄県立宮古特別支援学校

（６）合格発表及び通知

ア　合格発表は、令和９年３月 29 日(月)午前９時に本校玄関において発表（掲示）する。同時に、

本校ホームページにも掲載する。

イ　特別支援学校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。

（７）入学手続き

合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則（平成 12 年沖縄県教育委員会規則第８号）第 18 条の規定に基づき、下記の期日までに入学手続き（確認書の提出）を完了すること。なお、確認書等の書類は、合格発表日又は郵送にて配布する。

※提出〆切：令和９年３月 29 日（月）

７．追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむ得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者が受検することができる。

申し出等の日程及び手続き

（１）申し出期間は、令和９年３月３日（水）及び３月４日（木）の２日間とする。

（２）受付時間は令和９年３月４日（木）午前９時から午後４時、令和９年３月５日（金）午前９時から正午までとする。

（３）追検査の対象に該当し、受験を希望する者は、申し出期間内に出身中学校を通じて、「追検査受験希望届」に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、一般入学志願先高等学校へ提出すること。

（４）追検査の期日は、令和９年３月９日（火）とする。追検査の合格発表は、令和８年３月 26 日（金）とする。

８．その他

中学校長等は、進学した者について、学校教育施行規則第 24 条第１項に規定する当該指導の

(1) 指導要録の抄本又は写し

(2) 学校保健安全法施行規則（昭和 33 年度文部省令第 18 号）第８条第１項に規定する

(3) 生徒健康診断票及び歯の検査票

(4) キャリアパスポート（小学校からのもの）

(5) 個別の支援計画

(6) 個別の指導計画を募集年度の３月末日までに特別支援学校長に提出すること。

問い合わせ（入学者選抜募集要項について）

沖縄県立宮古特別支援学校

〒906-0002　沖縄県宮古島市平良字狩俣 4005 番の 1

〔TEL〕 0980－72－5117　　〔FAX〕 0980－72－5320

（　入学検査担当:高等部　下地正也、根間朝子、砂川理宇太、新垣武司）